

令和
7
年度

ひろしまけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん
広島県高校生等奨学給付金

秋季入学者用

ひろしまけんこうとうがっこうとうまなびへんかくかんきょうじゅうじつしょうがくきん
広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金
受給申請手続きの御案内

重要なお知らせ（令和6年度からの変更点）

令和7年度から、

「高校生等奨学給付金（授業料等以外の教育費への支援）」と、

「学びの变革環境充実奨学金（保護者が負担する生徒用コンピュータの費用への支援）」
の申請は、同時に（1枚の申請書で）行っていただきます。

これに伴い、審査結果の通知や給付金の振込みも同時に行います。

目次

制度の概要	1
申請から受給までの流れ	2
確認フローチャート	3
提出書類一覧	4
家計急変により申請する場合	5
申請書の記入例	6～8
申請受付後について	9
申請手続Q & A	10～12

申請書は、速やかに**学校**へ提出してください。

問合せ先

広島県教育委員会事務局
学びの变革推進部

きょういくしえんすいしんか
教育支援推進課

しゅうがくしえんがかり
就学支援係

☎ 082-222-3015

[受付時間] 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

✉ kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

制度の概要

広島県高校生等奨学給付金（以下、「奨学給付金」）

授業料・受講料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。（返還不要）

対象者

次の要件をすべて満たす必要があります

- ☒ 保護者等全員の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が**非課税相当**（注1）又は**生活保護受給世帯**である
- ☒ 保護者等が広島県内に在住している
- ☒ 生徒が国公立高等学校等（注2）に在学しており高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

（注1）家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。

（注2）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等で、県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

支給上限 給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。
ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については追加で1回（定時制・通信制は2回）まで給付されます。

給付額

世帯区分	給付金の額（年額）	
	全日制・定時制※	通信制※
生活保護（生業扶助（高等学校等就学費）） 受給世帯	32,300 円	32,300 円
保護者等全員の住民税所得割額が 非課税相当である世帯	143,700 円	50,500 円

※ フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金（以下、「学び奨学金」）

保護者が負担する生徒用コンピュータの費用を支援する制度です。（返還不要）

対象者

次の要件をすべて満たす必要があります

- ☒ 保護者等全員の住民税所得割（道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が**非課税相当**（注1）である
- ☒ 広島県内の国公立高等学校等（注2）に在学しており奨学給付金の支給要件を満たしている
- ☒ 高等学校等の指示により生徒用コンピュータを保護者等負担で購入等している

（注1）家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。

生活保護受給世帯のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない世帯も含みます。

（注2）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等を指します。

支給上限 給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。

給付額

奨学金の額〔全課程〕（年額）
25,600 円

申請から受給までの流れ

1 奨学給付金・学び奨学金の支給対象か確認

3 ページの「確認フローチャート」で支給対象となるか確認してください。
判断が難しい場合は就学支援係までご相談ください。

2 申請書に必要事項を記入

6 ～ 8 ページの記入例等を参考にして記入してください。

3 必要書類の確認・準備

4 ページの「提出書類一覧」を確認し必要な書類を揃えてください。
必要書類は申請区分により異なります。

4 申請書と必要書類を封筒に入れて学校へ提出

申請者が用意した角形2号封筒に、提出用封筒ラベルを貼付した後、申請書及び必要書類を封入し、学校へ提出してください。

5 県教育委員会から審査結果の通知

県教育委員会が支給可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。
申請書類に不備があった場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話又は郵便により書類の追加提出をお願いすることがあります。
また、この場合、結果の通知及び給付が予定より遅くなる場合があります。

6 給付金受領

奨学給付金・学び奨学金が、支給予定日（支給決定通知書に記載）に指定の金融機関の口座（申請書に記入された口座）へ振り込まれます。

ただし、学校徴収金に未納や未収金がある場合は、高等学校等が奨学給付金等を代理受領し、学校徴収金の未収金等に充当して相殺する場合があります。この場合、支給決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額を指定の金融機関の口座へ振り込みます。

奨学給付金・学び奨学金確認フローチャート

奨学給付金・学び奨学金の給付を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、支給対象の場合は、申請区分に応じて4ページの「提出書類一覧」の○がついている必要書類を提出してください。（どちらか一方のみ申請できる場合があります。）

【奨学給付金を希望される方】

生徒は令和7年10月1日現在、高等学校等（特別支援学校高等部を除く）に在学し、その保護者等が広島県内に居住していますか。

いいえ

奨学給付金は広島県に申請できません。

※保護者がお住まいの都道府県にお問い合わせください。

はい

【学び奨学金を希望される方】

次の①、②のいずれにも該当しますか。

① 生徒は令和7年10月1日現在、広島県内の高等学校等（特別支援学校高等部を除く）に在学している。

② 学校の指示により、授業で使用する生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等※し、その購入等費用について国又は他の地方公共団体その他の団体等から助成を受けていない。

※リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含まれます。

いいえ

学び奨学金は支給対象ではありません。

はい

次のいずれかの受給対象者ですか。

- ① 高等学校等就学支援金
- ② 広島県公立高等学校等学び直し支援金

いいえ

奨学給付金・学び奨学金の支給対象ではありません。

※申請書の提出は不要です。

はい

次のいずれかに該当しますか。

- ① 保護者等が海外赴任中である
- ② 令和7年度の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けている（受ける見込みである）
- ③ 児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費〔母子生活支援施設の高校生等を除く〕）の支弁対象である

はい

左記①から③のいずれかに該当する者は、奨学給付金・学び奨学金の支給対象ではありません。

※申請書の提出は不要です。

いいえ

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支給対象です。

いずれにも該当しない場合、申請書の提出は不要です。

項目	申請区分
① 令和7年10月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給（※1）	① 生業扶助受給世帯
② 令和7年度（令和6年中の所得）の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税である	② 住民税所得割非課税世帯
③ 家計急変により保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税相当となる見込みである（※2） （詳細は、5ページをご覧ください。）	③ 家計急変世帯

※1 ①生活保護（生業扶助）受給世帯は、学び奨学金の支給対象ではありません。

※2 生活保護（生業扶助）を受給している場合や、家計急変前から住民税が非課税の場合は該当しません。

提出書類一覧

3ページの確認フローチャートで確認した申請区分ごとに、○が付いている書類をすべて提出してください。

申請区分			必要書類						
1 生業扶助 受給世帯	2 住民税所得割 非課税世帯	3 家計急変 世帯							
○			・ 申請用封筒 (角形2号(申請書が折らずに入る)封筒) ※ HP からダウンロードした「提出用封筒ラベル」を貼付						
○			・ 広島県高校生等奨学給付金受給申請書及び 広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金受給申請書						
○			・ 振込先口座の通帳の写し ※ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる面の写し(ネットバンキングの場合、Web画面を印刷した書類)						
○	×	×	・ 生活保護受給証明書 ※ 広島県高校生等奨学給付金及び広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金申請用(別紙様式)にお住まいの市区町村役所又は福祉事務所の証明を受けたもの						
×	○ ※ 不要の場合あり(欄外参照)	○	・ 保護者等全員の課税証明書(令和7年度) ※ 生徒が国立高等学校等及び県外の公立高等学校等に在学している場合は必須						
×	×	○	・ 家計急変に係る申出書 ・ 家計急変したことがわかる書類 共通(収入がある場合。(保護者等が2人いる場合は2人分))						
			<table><tr><td>区 分</td><td>必要書類(追加の書類を求める場合があります。)</td></tr><tr><td>給与所得者</td><td>会社作成の給与見込(1年間分)又は 家計急変後から現在まで(3か月以上)の連続した給与明細書の写し</td></tr><tr><td>個人事業者</td><td>税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類及び(青色申告者のみ)確定申告書の写し</td></tr></table>	区 分	必要書類(追加の書類を求める場合があります。)	給与所得者	会社作成の給与見込(1年間分)又は 家計急変後から現在まで(3か月以上)の連続した給与明細書の写し	個人事業者	税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類及び(青色申告者のみ)確定申告書の写し
			区 分	必要書類(追加の書類を求める場合があります。)					
			給与所得者	会社作成の給与見込(1年間分)又は 家計急変後から現在まで(3か月以上)の連続した給与明細書の写し					
			個人事業者	税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類及び(青色申告者のみ)確定申告書の写し					
			家計急変の理由が次に該当する場合は、併せて提出してください。						
			<table><tr><td>急変の理由</td><td>必要書類(追加の書類を求める場合があります。)</td></tr><tr><td>離職・解雇</td><td>離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書のいずれかの写し</td></tr><tr><td>廃業・倒産</td><td>個人事業の廃業届出書、破産宣告通知書のいずれかの写し</td></tr><tr><td>その他</td><td>事実を証明する書類(事実発生日がわかるもの)</td></tr></table>	急変の理由	必要書類(追加の書類を求める場合があります。)	離職・解雇	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書のいずれかの写し	廃業・倒産	個人事業の廃業届出書、破産宣告通知書のいずれかの写し
急変の理由	必要書類(追加の書類を求める場合があります。)								
離職・解雇	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書のいずれかの写し								
廃業・倒産	個人事業の廃業届出書、破産宣告通知書のいずれかの写し								
その他	事実を証明する書類(事実発生日がわかるもの)								
申請時に書類の準備が難しい場合や書類について不明な点がある場合は、お問い合わせください。									

※ 課税証明書が不要の場合の例

生徒が県内の公立高等学校等に在学している場合で、申請書(2ページ)の「1 【保護者等の収入の状況等】」において、「広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報をこの申請に係る認定審査においても利用することに同意します。」の□に✓印を付けた場合(同意する場合)。

家計急変により申請する場合

1 家計急変とは

生活保護（生業扶助）受給者又は住民税所得割が非課税でない世帯でも、保護者等の失職、倒産、離婚等の理由で、保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった（次の基準を満たす）場合は、家計急変を理由として奨学給付金・学び奨学金を受給できます。

－ 家計急変の基準 －

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満

※ 上記の例に該当しない場合は、個別に確認します。

2 給付額について

（1）奨学給付金

家計急変が発生した時期により異なります。

10月1日までに発生	10月2日以降に発生（※例は定時制の場合）
満額を受給	月の初日 家計急変が生じた日の属する月以降の月数に応じて支給されます。 例) 発生時期: 11月1日 $143,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 59,875 \text{ 円}$
	月の初日以外 家計急変が生じた日の属する月の翌月以降の月数に応じて支給されます。 例) 発生時期: 11月15日 $143,700 \text{ 円} \times 4 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 47,900 \text{ 円}$

（2）学び奨学金

定額 25,600 円を支給します。（家計急変が発生した時期による月割りはしません。）

3 提出書類について

受給申請書に、「家計急変に係る申出書」（別紙様式）及び家計急変したことがわかる書類※（4ページ参照）を添えて提出してください。（※ 追加の書類を求める場合があります。）

家計急変が生じた場合は、家計急変後速やかに（原則、1か月以内）提出してください。

（令和7年度の申請期限は、令和7年12月19日（金）です。）

広島県高校生等奨学給付金受給申請書及び
広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金受給申請書

私は、次の事項を

・ 学び奨学金のみを申請する場合は、4つ目の□は√印不
要です。

・広島県外に保護者等がいる場合、奨学給付金についてはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

を即時返還します。

- ❑ この申請書は、**広島県外に保護者等がいる場合、奨学給付金についてはお住まいの都道府県にお問い合わせください。**申請書は即時返還します。
 - ❑ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設設置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
 - ❑ 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。（広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金のみを申請する場合は除く。）
 - ❑ 下欄の高校生等が在学する高等学校等の学校徴収金に未納又は未納相当の滞りがある場合は、**広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の受領を在学する高等学校等に充当して相殺することに同意します。**
- 確認事項がある場合、こちらに記入し、お住まいの都道府県へ電話番号へ連絡することがあります。**

確認事項がある場合、こちらに記入された
電話番号へ連絡することがあります。

【申請者（保護者等）】

ふりがな	ひろしま たろう	電話番号	〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
氏 名	広島 太郎	平日の日中連絡の とれる電話番号	
住 所	〒730-8514 広島市中区基町9番42号	対象となる高校生等 との関係	☒ 親権者 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親

保護者等の氏名を自署してください

保護者等の氏名を自署してください。

【対象となる高校生等】 該当する□に✓印を付けてください。

ふりがな	ひろしま もみじ	生年月日	昭和 平成	21年 5月 1日
生徒氏名	広島 紅葉			
在学する 高等学校等	広島県 立 ○○高等学校 第1学年 ☐ 全日制 ☒ 定時制 ☐ 通信制 () (該当する□に√印)			
			学科: ○○科	

在学する高等学校等以外に在学していた高等学校等がある場合のみ記入してください。

過去の高等学校等における在学期間及び受給状況	学校名	立	平成 令和	年	月	日	課程・学科	在学中の給付金受給回数
	学校		～	平成 令和	年	月	日	なし 1回 2回 3回 4回 不明

過去に高等学校等における在

過去に高等学校等における在学期間がある場合のみ記入してください。

■生徒が広島県内の国公立高等学校等に在学している場合のみ

【授業で使用する生徒用コンピュータ購入等状況】（該当するどちらかの□に✓印を付けてください。）

☒	学校の指示により、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等※したこと及びその購入等費用について国又は他の地方公共団体その他の団体等から助成を受けていないことを誓約します。
☐	生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等していません。 (例：購入等の指示を受けていない、無償で機器を借りている、もともと機器を所有していた、国等の助成を受けて購入等した 等)

※ リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含まれます。

⇒学びの変革環境充実奨学金については、対象外となります。

生徒が広島県内の国公立高等学校等に在学している場合のみ✓印を付けてください。

※	生徒が広島県内の国公立高等学校等に在学している場合のみ✓印を付けてください。		令和 年 月 日	年間支給額	円
4 月 支 給 区 分	☐ 非課税 ☐ 生業扶助 ☐ 通信制 ☐ 不支給			4 月 支 給 額	円
7 月 支 給 区 分	☐ 非課税 ☐ 生業扶助 ☐ 通信制 ☐ 家計急変 ☐ 不支給		☐ PC等購入 25,600 円	7 月 支 給 額	円

1 【保護者等の収入の状況等】（該当する次の□に✓印を付けてください。）

令和7年10月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
（高等学校等就学費）を受給していますか。

☐ はい

⇒ 別紙様式「生活保護受給証明書」等を提出してください。



いいえ（私の世帯は、令和7年10月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）は

→ 令和7年10月1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である。

「いいえ」の場合は下記のどちらかに✓印



非課税である。

どちらかに✓印

☒	広島県の高等学校等就学支援金の認定審査で提出した課税情報の利用に同意しない場合、保護者等全員の「課税証明書」の提出が必要です。 ※ 住民税の申告がされていない場合は、課税証明書の提出又は住民税の申告を行ってください。
☐	広島県の高等学校等就学支援金の認定審査で提出した課税情報の利用に同意する場合、保護者等全員の「課税証明書」の提出が必要です。 ※ 課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行ってください。



非課税ではないが、家計急変により向こう1年間の収入において、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みである（家計急変世帯）。

⇒ 別紙様式「家計急変に係る申出書」等を提出してください。

2 【保護者等の状況】（次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。）

①	☒	親権者2名（両親） ※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合
②	☐	親権者1名（一時的に親権を行使している場合） ・離婚や死別等により親権者が1名となる場合 ・親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名（理由： ） ※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	☐	未成年後見人（ ）名 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	☐	生徒の生計をその収入により支えている保護者（両親等）2名 ・生徒が在学中に成人した場合で、 【特別な事情によりやむを得ない場合】 ・ドメスティックバイオレンス(DV)や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や、離婚協議中かつ別居中であり親権者の一方に提出を求めたが応じてもらえない場合などが該当します。 ・保護者の失業や入院等は含まれません。
⑤	☐	主たる生計維持者1名（収入の大半を生徒の生活費に充てている者） ・生徒が未成年だが、親権者がいない場合 ・入学時点で生徒が成人で、親権者がいない場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

【振込先金融機関】（振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座 該当する□に✓印を付けて 必要に応じて住所を記載し てください。	☒ 申請者本人の名義の振込先口座への入金希望する。 【原則として、こちらを選択して下欄へ口座を記入してください。】						
	☐ 下記の者へ受領を委任する。 氏名 _____ [続柄 □生徒本人 □申請者以外の保護者等] 住所 ☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる【下欄に記載してください】 住所：〒 _____						
金融機関・支店名	広島		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 出張所 ()		県庁
預金種目	普通 ・ 当座						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ヒロシマ タロウ						
口座名義	広島 太郎						

振込先の通帳の写し貼付欄

※振込先金融機関名、支店名、預金種目、
ページの写しを貼り付けてください。

なお、ネットバンキングの口座情報は、振込先金融
口座番号及び口座名義が確認できるWeb画面を印

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は左
詰で記入してください。
確認書類として、通帳の写しを下欄に貼付してくださ
い。（キャッシュカードの写しは不可）
※ 振込先金融機関等については、メモを取るなど忘れ
ないようにしてください。

総合口座（普通預金・定期預金）ご契約内容

CMF番号	お名前			
7 6 5 4 3 2 1	ヒロシマ タロウ 様			
総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額	変更日付
1 2 3 4 5 6 7				

発行日 28.03.25 株式会社広島銀行 銀行コード 0169
 口座開設店番 008 口座開設店名 県庁支店
 発行店番 008

記号 番号
00000 0000000000

おなまえ ヒロシマ タロウ 様

株式会社ゆうちょ銀行
(金融機関コード：9900)

ゆうちょ銀行通帳見本

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
 【店名】五一八（読み ゴイチハチ）
 【店番】518 【預金種目】普通預金 【口座番号】0000000000

【参考】ゆうちょ銀行の場合はこの面を貼付

申請受付後について

1 支給決定

(1) 審査

奨学給付金・学び奨学金の申請がされた後、県教育委員会において申請書の記載内容及び保護者等の今年度の課税状況等を基に審査を行います。

(2) 決定結果の通知書の送付

- ・ 奨学給付金・学び奨学金の支給又は不支給の決定結果の通知書を送付します。支給が決定された場合に送付する支給決定通知書には、支給額及び支給予定日を記載します。
- ・ 奨学給付金・学び奨学金の対象となる高校生等が同じ世帯に複数名いる場合は、生徒ごとに申請が必要で、生徒ごとに結果の通知書を送付します。
- ・ 事務処理の都合上、準備が整ったものから順に発送します。同時期に通知書が届かない場合がありますが、あらかじめ御了承ください。
- ・ 申請書類に不備があった場合は、審査結果の通知が予定より遅くなることがあります。

2 支給予定日

支給予定日は支給決定通知書に記載します。

※ 申請書に記入された振込先金融機関や口座に誤りがあった場合などは、振込不能となるため、通知書でお知らせした支給日に支給できない場合があります。振込不能となった場合は、正しい振込先を確認するため、担当者から電話連絡をさせていただきます。

※ 奨学給付金・学び奨学金の支給予定日までに振込先金融機関口座を解約されたり名義変更された場合には、速やかに県教育委員会へ連絡してください。

3 支給方法

奨学給付金・学び奨学金は、原則として、申請書に記入された指定口座へ振込を行うこととしています。

※ 対象となる高校生等が在学する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、奨学給付金等の全部又は一部を在学高等学校等が受け取り、学校徴収金の未納又は未収金に充当して相殺する場合があります。この場合、支給決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額については、申請書に記載された口座へ振り込みます。

<留意事項>

◆ 基準日現在、生活保護を受給している場合

- ・ 生活保護を受給していることの証明書の提出が必要となりますので、「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金及び広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金申請用）を福祉事務所等に持参し、その証明を受けたものを添付してください。
- ・ 生活保護受給世帯に対する奨学給付金について、福祉事務所等が就学のために必要と認める額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。このため、奨学給付金は、生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）として活用してください。また、奨学給付金の活用方法等については、福祉事務所等や担当のケースワーカーにも相談してください。
- ・ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯は、学び奨学金は受給対象外です。
- ・ 生業扶助を受給しているかどうか分からない場合には、必ず福祉事務所等に確認の上、申請を行ってください。また、就学のために必要と認められなかった額については、収入判定の対象となり生活保護費から減額される可能性があります。

◆ 児童養護施設に入所している場合

児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く）が措置されている場合には、原則として、奨学給付金・学び奨学金を申請することはできません。

■奨学給付金・学び奨学金共通

Q 1 奨学給付金と学び奨学金の両方を申請する場合、申請はそれぞれ必要ですか。

A 1回の申請で奨学給付金と学び奨学金の2つの制度の申請ができます。

(令和6年度まではそれぞれの申請が必要でしたが、令和7年度から両制度の申請を一元化し、1回の申請で両制度の申請をまとめて行うことができるようになりました。)

Q 2 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については市町村民税所得割が非課税である場合は申請することができますか。

A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、申請することはできません。

Q 3 申請する際に、課税期日（令和7年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行っていない場合はどうなりますか。

A 審査においては、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員が非課税であることを確認しています。

住民税の申告をされていない方は、県教育委員会において、住民税課税情報を取得することができず、認定遅れや給付できない場合もありますので、事前に、課税期日（令和7年1月1日）に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

Q 4 税額の更正により令和6年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って申請手続が可能ですか。

A 年度を遡って受給申請をすることはできません。

Q 5 家計急変とはどのような場合に対象になりますか。

A 保護者等の失職、倒産等の理由で収入が減少し、保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった世帯が対象となります。

また、保護者等の死亡、離婚等により保護者等に変更が生じた場合で、保護者等変更後の収入見込額が非課税相当となった場合も給付対象になります。

ただし、保護者等の一方のみが失職、倒産等で収入が減少し非課税相当となっても、もう一方の方が非課税相当でない場合は、給付の対象とはなりません（5ページ参照）。

Q 6 家計急変の場合の必要書類がないのですが、どうすればよいですか。

A お手元の書類で代用できるものがあるか個別に確認する必要がありますので、県教育委員会に連絡してください。

Q 7 家計急変が発生したが、複数の収入（給与収入かつ事業収入など）がある場合は、収入が減少した方の証明書類のみを提出すればよいですか。

A 家計急変後の総収入を基準に審査を行いますので、複数の収入がある場合は、すべての収入を証明する書類を提出してください（受給申請手続きの御案内4ページ参照）。

Q 8 家計急変となった日（家計急変に係る申出書）は、いつを記載すればよいですか。

A 【家計急変理由が離職、倒産、死別等の場合】
事実発生日を記載してください。

【家計急変理由が収入の減少の場合】

令和7年1月1日以降で、収入又は売り上げが減少した月の初日を記載してください。

Q 9 家計急変により申請した後に、収入が増加する見込みとなりました。この場合、何か手続きを行う必要がありますか。

A 家計急変後の収入見込みが申請時より増加することとなった場合は、県教育委員会に連絡してください。

Q 10 私は施設に入所しています。支援を受けられますか？

A 施設に入所している方で、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる生徒等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒等を除く。）が措置されている場合は、対象外となります。詳細は入所している施設等にお問い合わせください。

Q 11 私の保護者が県外に住んでいます。この場合、申請はどうしたら良いですか？

A 奨学給付金については、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください。
学び奨学金については、保護者等が県外に住んでいる場合でも、生徒が県内の国公立高等学校等に在学している場合は申請可能です。（申請書は一元化されていますが、学び奨学金にのみ申請したこととなります。）

Q 12 今年度給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付されますか？

A 毎年7月1日時点の課税状況により対象を決定しますので、毎年度申請していただく必要があります。
保護者等の収入状況等によっては、令和6年度に対象であった場合でも、令和7年度以降は対象外となる場合もあります（逆の場合もあります。）。

Q 13 非課税世帯に該当するのかわからない場合は、どうしたらよいですか。

A 令和7年1月1日に居住していた（住民票所在地）市役所又は市税事務所に確認をしてください。
マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから確認することもできます。

なお、保護者等が2名いる場合は、2名とも住民税所得割額が非課税（県民税所得割額及び市町村民税所得割額のいずれもゼロ円）でなければ、対象となりませんので注意してください。

■ 学び奨学金

Q 1 学校から学校備品のコンピュータを無償で貸与してもらっていても対象になりますか。

A 「保護者等負担で購入等した場合」に該当しないため、対象になりません。

Q 2 令和 6 年度まではレシートを添付して申請しましたが、今年度も必要ですか。

A 令和 7 年度からは、学校の指示により保護者等負担でコンピュータを購入等した者に定額 25,600 円を給付する制度としたため、代金等を確認するための書類（レシート等）の添付は不要です。

なお、レシート等は故障等が生じた場合の保証証明となる場合がありますので、処分等する場合は注意してください。

Q 3 生徒用コンピュータを紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することができますか。

A 定額 25,600 円を年に 1 回給付するものであるため、転学等や破損等を理由に購入し直した場合であっても、同じ年度内に再度申請することはできません。

Q 4 もともと（高校等に合格する前から）所有していたコンピュータを使う場合、その購入費等は給付の対象になりますか。

A 学校の指示により保護者等負担でコンピュータを購入等した者に定額で給付する制度であるため、学校から購入等を指示される前（当該学校に合格する前）に所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は給付の対象になりません。

Q 5 年度途中で転学し、転学前の学校の指示で購入したコンピュータをそのまま使う場合、その購入費等は給付の対象になりますか。

A 基準日時点に在学している学校が、保護者等負担でコンピュータを購入等するよう指示している場合は給付の対象となります。

なお、転学後に転学先の学校が指定した機種 of コンピュータに購入し直した場合（同一年度に 2 台のコンピュータを購入した場合）であっても、給付は年 1 回（25,600 円）です。

Q 6 私は生活保護を受けています。生徒用コンピュータを購入しましたが対象になりますか。

A 生活保護受給者のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受けている方は対象外となります。

生活保護受給世帯であっても、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていない方は、支援の対象となります。

Q 7 コンピュータは学校から貸与されているため、通信費やアプリ代のみしか保護者等負担が発生していませんが支援を受けられますか。

A 制度の見直しを行い定額給付としたことに伴い、コンピュータ本体を購入等していない場合は、対象外となります。